諮問番号：平成２９年度諮問第２９号

答申番号：平成２９年度答申第３０号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　○○○○○○○○○○○○○○○所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成○○年○○月○○日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の審査請求書における主張の要旨

現状のままでの生活が安定していないため、このままではホームレス生活をするしかない。廃止決定通知書の別紙のとおりではなく、毎回といえるほど申告しており給与明細を改ざんなど行っていない。本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

　本件審査請求は棄却すべきである。

**第３ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人が就労収入のうち賞与と慰労金について収入申告を行わなかったため、審査請求人に対し、保護費を不正に受給したものとして法第７８条による費用徴収決定処分を行い、併せて収入申告を正しく行うよう平成○○年○月に本件指導指示１（平成○○年○月○○日付け○○○○○○○○号。以下同じ。）を行った。ところが、再度、平成○○年○月から同年○月分の就労についての未申告及び平成○○年○月分、同年○月分の手当等及び夏の賞与についての未申告分が課税調査及び法第２９条調査により判明したため、処分庁は、弁明の機会を付与し、審査請求人から未申告分の理由について十分な弁明が得られなかったことから、本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、廃止決定通知書の理由のとおりではなく、毎回と言えるほど申告しており給与明細の改ざんなどは行っておらず、このままではホームレス生活をするしかない旨主張する。

　　　しかしながら、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときには、届出が必要とされているところ、審査請求人は、収入申告漏れがあったことにより法第７８条による費用徴収決定処分を受け、収入申告を正しく行うよう本件指導指示１を受けていた経過が認められる。また、平成○○年○月分の４，０００円及び同年○月分の１，０００円の差異について、審査請求人は、給与明細が濡れて数字が消えたとの弁であるが、その数字が入っていた欄のみ消え、一方、差引支給額欄には濡れて数字が消えたとされる金銭の額が含まれていないということに不自然な点が見受けられることから、審査請求人の主張は採用できない。また、審査請求人は、弁明の機会において、本件指導指示書２（平成○○年○月○○日付け○○○○○○○○号。以下同じ。）及び弁明の機会の付与の通知書を受け取っていない旨主張しているが、本件指導指示書２については、処分庁は審査請求人あて特定記録にて送付した事実が認められ、弁明の機会の付与の通知書については、平成○○年○○月○日に再交付しており、同月○○日の弁明の機会に審査請求人が来所していることが認められることから、処分庁の手続に瑕疵はなく、審査請求人の主張には理由がないといわざるを得ない。

　　　処分庁は、審査請求人に対し、収入申告を正しく行うこと、処分庁へ申告していないものを申告するよう本件指導指示１を行ったものであり、その内容は実現が困難又は不可能な合理性を欠く内容であるとはいえず、審査請求人から本件指導指示１に従うことができないことについての合理的な説明もない。

　　　以上から、審査請求人は、本件指導指示１を受けていたにもかかわらず、収入申告を正しく行わず、法第７８条により費用徴収の対象となるべき事実について、処分庁が、以後改めるよう指導指示したにもかかわらずこれに従わなかったとして本件処分をしたことは、法及び課長通知に照らし、違法又は不当な点は認められない。

　　　他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４ 調査審議の経過**

　平成２９年１１月１３日　　諮問の受付

　平成２９年１１月１４日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：１２月５日

口頭意見陳述申立期限：１２月５日

　平成２９年１１月２９日　　第１回審議

　平成２９年１２月４日　　　処分庁に対する主張書面等の求め

　平成２９年１２月２０日　　処分庁の回答書（１２月１５日付け）の受領及び第２回審議

　平成３０年１月１２日　　　第３回審議

**第５ 審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。

（２）法第２７条第１項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上、その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。

（３）法第６１条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めている。

（４）法第６２条第１項は、「被保護者は、保護の実施機関が、（中略）第２７条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定め、同条第３項は、「保護の実施機関は、被保護者が前２項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定めている。なお、この場合には、同条第４項により、「（前略）保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」と定めている。

（５）法第７８条第１項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定めている。

（６）「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問第１１の１は、「被保護者が書面による法第２７条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準」として「被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第６２条の規定により、所定の手続きを経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行うに先立ち、再度、法第２７条により書面による指導指示を行うこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によること。」と定め、次の基準として「３　２の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。」とした上で、「（２）法第７８条による費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成○○年○○月○○日、処分庁は審査請求人の生活保護を開始した。

（２）平成○○年から○○年までの審査請求人の収入について処分庁が調査したところ、図書カードの収入認定漏れ（図書カードを支給した勤務先を以下「Ａ社」という。）、審査請求人から申告のなかった慰労金等の収入（慰労金を支給した勤務先を以下「Ｂ社」という。）があったことが判明したため、平成○○年○月○○日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、法第６３条の規定に基づく返還金を９，１０８円、法第７８条の規定に基づく返還金を１２９，４１７円とすることを決定した。

（３）平成○○年○月○日付けで、処分庁は、Ｂ社に法第２９条の規定に基づく調査を行い、同月○○日付けで回答を得た。回答書により、給与振込口座が、処分庁に申告されていない口座であることが判明した。

（４）平成○○年○月○○日、処分庁は、上記（３）の口座開設金融機関に対し、平成○○年以降の出入金について法第２９条の規定に基づく調査を行った。また、同日付で、処分庁は、審査請求人に対し、法第２７条の規定に基づき「保護受給中に得た収入については、詳しく、正しく、すみやかに申告すること」とする本件指導指示１を行い、指示書を交付した。

（５）平成○○年○月○○日付け上記（３）の金融機関の回答により、平成○○年○月から平成○○年○○月までの間において、Ｃ社及び個人から入金があったことが判明した。処分庁は、審査請求人がＣ社で就労している事実を把握していなかったため、Ｃ社に対し法第２９条の規定に基づく調査を行い、平成○○年○月○○日、審査請求人の就労及び給与支給に関する回答を得た。

（６）平成○○年○月○○日付けで、処分庁は、Ａ社に法第２９条の規定に基づく調査を行い、同月○○日付けで回答を得た。回答書により、審査請求人が提出した給与明細書とＡ社が作成した給与証明書の支給金額について、平成○○年○月分は４，０００円、同年○月分は１，０００円異なること等が判明した。

（７）平成○○年○月から○月にかけて、処分庁は、審査請求人に対し、過去の収入状況について改めて申告するよう指示を行ったところ、平成○○年○月○○日、審査請求人は、Ａ社の給与明細書について、一部剥げており読めない個所がある旨及び収入申告は適切にしており、給与明細書を○○○○○○○○が紛失した旨の主張をした。また、同日、処分庁は、給与明細書の原本を持参するよう指示したところ、審査請求人は同年○月○日に来所する約束をしたが、同日になって体調不良により行けない旨の電話連絡があった。

（８）平成○○年○月○○日、処分庁は、「企業や個人等から受けた収入のうち、当所へ申告していないものを全て申告すること。なお、申告する際に、可能な限り証する資料を添付すること。」を指示事項・内容に記載し、履行期限を同月○○日とした指導指示書（本件指導指示２）を審査請求人に対し、同月○○日、特定記録郵便で発送した。

（９）平成○○年○月○○日、審査請求人から処分庁に対し、給与明細書がもらえれば○○○○○○○○に行く旨の電話があった。

（１０）平成○○年○月○○日、審査請求人から処分庁に対し、現職分の収入申告書及び給与明細がファックスで送付され、同日、Ａ社の給与明細書が審査請求人のところに届かないので、同月○○日に○○○○○○○○に行くことはできない旨の電話があった。

（１１）平成○○年○○月○日、処分庁は、本件指導指示１の不履行と判断し、同月○日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、上記（４）のとおり、収入申告について過去に１度指導指示を行っていること、審査請求人が提出したＡ社の給与明細書に一部改ざんされたような痕跡が見受けられるなど、新たに判明した未申告収入については悪質であることから、法第７８条を適用し２度目の不正受給として取り扱うこととし、保護の廃止にあたり、「あなたの世帯については、「本件指導指示１」により指導指示していたにもかかわらずこれに従われていないことが確認されました。」との理由により、法第６２条第４項の規定に基づき、審査請求人に弁明の機会を付与する旨及び弁明の機会の日時を同月○○日○○○○時とすることを、審査請求人に対し通知する旨決定した。

（１２）平成○○年○○月○○日、審査請求人から処分庁に対し、○○月○○日○○時に○○○○○○○○に行く旨の電話があった。

（１３）平成○○年○○月○○日、審査請求人が○○○○○○○○に来所し、上記（８）の本件指導指示２の書面及び上記（１１）弁明の機会の付与の書面を受け取っていない旨を主張したため、次回来所時に審査請求人に再交付することとなった。

（１４）平成○○年○○月○○日、処分庁は、査察指導員他○○○○○○○○内協議において、上記（１１）弁明の機会の付与の書面を再交付することとし、弁明の機会の日時を平成○○年○○月○○日○○○○時とする弁明の機会の付与の通知書を、審査請求人の希望により、同月○日に審査請求人に手渡した。

（１５）平成○○年○○月○○日、処分庁は弁明の機会付与の手続を実施した。審査請求人は、○○○○○○○○において弁明を行い、未申告収入に関し、審査請求人は必ず申告しているはずのものであり、○○○○○○○○が書類を紛失したものを未申告としていること、数年前の未申告は以前の担当者が見落としたものであり、当時言ってくれれば申告していたこと、等の主張を行った。

（１６）平成○○年○○月○○日、処分庁は、ケース診断会議において「２度目の不正受給として取り扱い、弁明内容も不誠実で改善の余地は見当たらない。よって弁明の機会を付与された日をもって保護廃止とする。」と決定し、本件指導指示１の違反があったとして保護を同月○○日限りで廃止する旨の通知を行った。

３　判断

以上１及び２に照らし、本件処分について判断すると、審査請求人は、本件指導指示１を受けたにもかかわらずこれに従わず、またこの点に合理的な理由を認めることはできない。さらに、処分庁が本件処分にあたって履践した手続にも瑕疵は認められない。したがって、本件処分は違法又は不当であるとはいえず、それゆえ本件審査請求は棄却すべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　中川　元

委員　　　　　前田　雅子